

# 幼児教育第一世紀を迎えるにあたつての提言

莊 司 雅 子

明治九年（一八七六年）に東京女子師範学校（お茶の水女子大の前身）にわが国最初の幼稚園が創設されてから、今年で百年になり、やがて幼稚園教育第二世紀を迎えるとしていま

す。過去の一世纪のわが国の幼児教育を顧み、その功罪を語り、共に喜び、共に嘆くことも、きわめて有意義なことではあります。しかし単に過去はこうであつた、ああであつたという回顧談だけでは、何の進歩も発展もありません。過去の事実が今日の私たちに何を語り、何を教えていたのか、また現実の状況はどこからあらわれ、何に起因しているか、そしてこの現実はやがてどんな未来を作り出すか、といったことを考えることこそ、歴史を学ぶ意味があると思います。「現在は過去を背負い未来を孕む」という哲人の言葉は、私たち歴史を学ぶものにとって尊い教訓であります。

ところでわが国の幼児教育の歴史は、ここに一世紀を経てき

ましたが、この百年間の歩みが現在の幼児教育に何をもたらしたでしょうか、またそれが如何なる方向を示しているでありますか。

まず客観的な発展として指摘されることは、幼児教育施設や幼児数の量的増加であります。というのは明治九年に発足した全国唯一の幼稚園は、選ばれた少数の幼児のためのものでありましたが、百年後の今日では、幼稚園も保育所もすべての幼児のために開放されています。そして幼稚園の数が一万三千、保育所の数が一万八千、合計三万以上に増加しています。幼児数も、幼稚園と保育所を合わせれば三九〇万以上にふえていました。その増加状況は国公私立のうち、とくに私立がいちじるしく、地域によっては、幼児教育はほとんど私立に委ねているところがあります。この量的増加は、明らかにわが国幼児教育の向上を物語っています。しかし量的増加は、直ちに進歩を意

味するとはいえないと思います。ある点においては、この量的進歩は初期の幼児教育に比べて、むしろ質的遅れをもたらしていると指摘することができます。たとえば初期においては、なほど今日のような科学的な保育方法はあまり見られなかったかもしませんが、一人の保育者の受けもち幼児数が十数名であったことは、ほんとうの保育ができたと考えられます。少なくともひとりひとりの幼児に接する時間を保育者は十分もち、個性や創造性を伸ばす機会にめぐまれ、幼児の性格を豊かに育くむことができたはずであります。もちろん当時は、ひとりひとりの幼児を個人としてよりは、むしろ社会集団のなかで社会性を育てることの必要性が優先していたから、保育の形態は今日と同様に一斉保育が主であったようであります。それにしても、小人数のグループで社会性と個性を同時にのばすほうが、特に幼児期には必要なことであります。ところが幼児教育の重要性が認められるにつれて、一人の保育者の受けもつ幼児数があふえてきました。その理由はいろいろあげられますが、今は貢数の都合上、それをあげる余裕はありません。

とにかく今日のように一人の保育者が四十人の幼児をもつようであっては、必然に教室における授業のような一斉保育をとらざるをえないようになります。保育者がひとりひとりの幼児

に接することはきわめて困難となり、幼児は幼稚園で歌や遊び、絵や製作、または文字や数字を学習して帰ることになります。ところでこのような學習中心の保育に対して、自由保育と称して、多数の幼児を狭い園内で自由な遊びをさせ、保育者は忙しく幼児の間を動き廻りつつ遊びの指導をしています。一見、幼児をのびのびさせながら保育しているようであるが、やもすれば自由保育でなく放任保育になりかねないようであります。つまり一方では、お歌学校、お遊戯学校、お絵描き学校、はては読み方学校、書き方学校のよくな幼稚園かと思えば、他方では、幼児遊園地のよくな幼稚園が年々ふえてきています。過去百年の幼児教育の歩みが今日このような結果をもたらし、そしてこの姿で第二世紀に入ろうとしています。しかも今日のような幼児教育が未来に何をもたらすであろうかを思うと、きわめて寒心中にたえないものがあります。そう思つて、私は幼児教育第二世紀に向つて、次のような提案をしてみたいと思ひます。

まず第一に、保育者教育の改善をはかることがあります。イギリスやフランスに見るよに、教師と保母を専門職にすることです。教師はあくまでも幼児の知能と性格と体力を育てる専門家でなければなりません。そのためには四年制大学を卒業し

ていることを最低の資格とすることです。保母は育児の経験をもつ既婚・未婚の女性を入学資格として、一年制の保母学校で、主として保健・衛生・しつけに関して学習し免許状を取得することを最低の資格とします。

幼稚園は三歳以上の幼児であればすべて入園を許可し、そのうち早く登園したり遅くまで残ったりする働く親の子どもは、保母がいわゆる幼稚園の時間の前後の世話をし、一定の保育の時間は専門教師が担当します。つまり同じ施設で二つの保育機能をもつことです。保育所は三歳未満の幼児が入り、同じく教師と保母が指導します。

そのためには教師は四年制大学で、一般幼児教育学と心理学、社会学と医学を学習する以外に、〇歳から三歳まで、三歳から六歳までの幼児期の発達と教育をそれぞれ専攻し、専門の免許状を取得する必要があります。つまり三歳以上の幼稚園の教師と三歳未満の保育所の教師を専門職にすることです。このような専門の教師を養成する大学の教授は、必然に単に教育学や心理学の専門家であればよいとか、美術や音楽、国語や社会、理科や数学の専門家でさえあればよいというわけにはゆきません。幼稚園や保育所の教師の養成大学の教授は、いずれも

幼児の発達と教育に関する基本的な教養をふまえてから専門の講義をする必要があります。

次に運営面に関していえば、一人の教師や保母の受けもつ幼児数は、幼稚園で三歳児であれば十二名、四、五歳児であれば二十名を越えないことです。

一つの園の幼児数は百人を越えないようになります。

教師や保母の勤務時間は原則として一日六時間とします。

幼稚園・保育所の運営費は公立・私立を問わず、国と地方自治体と親の三者が負担します。

以上の提案をえてここにしたわけですが、もちろん今すぐにこれが実現できるものではありませんし、またたといそれが実現されるようなことがあるとしても、その過程においては、古い体制に多くの支障を生じさせ、犠牲をはらわせなければならぬようになります。しかしこのことを恐れていては、何の改革もありえないと思います。国家百年の計を考える時、そしてこれから第二世紀に入るわが国の幼児教育の未来を考える時、以上の提案は決して完全な理想ではないにしても、理想的への第一歩として考えられるのではないかと存じます。

（聖和女子大学）